医政歯発 0904 第１号
令 和 ８ 年 ９ 月 ４ 日

各 都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（公 印 省 略）

新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への
歯科技工所番号の付与の方針について

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 63 号。以下「改正省令」という。）については、「「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）」（令和８年５月 20 日付け医政発 0520 第 15 号厚生労働省医政局長通知。以下「公布通知」という。）をお示しし、施行に向けた対応をお願いしているところです。

公布通知に記載のある、新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への歯科技工所番号の付与の方針については、下記の通りとしますので、貴職におかれましては、本通知の趣旨をご理解のうえ、ご対応いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

１．歯科技工所への歯科技工所番号の付与について

（１） 歯科技工所の開設の届出があった場合（既存の歯科技工所も含む。）、歯科技工所の所在地の都道府県知事等（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長）は、下記により歯科技工所番号を付与し、当該歯科技工所の開設者に対して通知すること。

（歯科技工所番号）

都道府県番号	－	保健所符号	－	保健所ごとの歯科技工所通し番号
（２桁）		（２桁）		（５桁）

※　都道府県番号（２桁）：都道府県コード（JIS 規格）
保 健 所 符 号（２桁）：歯科技工所番号の付与時における所管保健所にかかる別添に示す保健所符号
保健所ごとの歯科技工所通し番号（５桁）
：各都道府県知事等が付与する歯科技工所の通し番号

（２）　今回付与する歯科技工所番号について、歯科技工所の開設の届出があった場合は、新たな歯科技工所番号を付与すること。なお、歯科技工所が廃止になった場合は、当該歯科技工所の歯科技工所番号を他の歯科技工所に付与しないよう留意すること。

（３）　今回歯科技工所番号を付与した後に、現在活動実態のある歯科技工所と活動実態のない歯科技工所、廃止届出がなされた歯科技工所の歯科技工所番号を管理しておくことが望ましい。

（４）　「歯科技工士法第 21 条第１項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について」（令和５年 12 月 11 日付け医政歯発 1211 第１号厚生労働省医政局歯科保健課長通知。以下、「課長通知」という。）に基づき、既存の歯科技工所に対し、各都道府県等の付与方法による歯科技工所番号（課長通知に記載のある歯科技工所の管理番号を含む。）を付与している場合、本通知で定めるところにより新たな歯科技工所番号を付与し、当該歯科技工所の開設者に通知するとともに、これまでの歯科技工所番号は廃止すること。

２．施行日について

改正省令の施行日は、令和８年 10 月１日であることから、本通知による対応は同日までに実施されたい。